

出荷制限指示後の管理の考え方

出荷制限指示が出た海面魚種については、福島県漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合等と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 漁業者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、福島沖においては出荷制限指示が出たしょうさいふぐについては、制限が解除されるまで漁獲しないよう指導するとともに、混獲した場合でも確実に選別して一切の出荷が行われないよう指導する。

2 遊漁船業者対策

県は、県内の遊漁船業者に対し、福島県沖における出荷制限指示内容を周知する。

3 流通対策

県は、関係事業者に対し、出荷制限が指示されている魚種を扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

4 その他

県は、出荷制限指示が出された魚種を継続的にモニタリングしていくとともに、平成24年1月以降のモニタリングで50Bq/kgを超える値が確認された海面魚種及びその他の検査件数の少ない魚種について、出荷を行う場合は、事前に十分な検査を行い安全性を確認する。